

厚木市地域福祉計画（第 7 期）の策定方針

1 計画策定の基本的な考え方

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画であり、厚木市地域福祉計画（第 6 期）の計画期間が令和 8（2026）年度をもって満了を迎えることから、令和 9（2027）年度を始期とする厚木市地域福祉計画（第 7 期）を策定するものです。

高齢者、障がい者、こども及び若者が抱える複雑化・複合化する課題やニーズに対して、地域住民が地域の課題を「我が事」として捉え、行政と連携しながら解決を図る必要があることから、地域福祉計画（第 7 期）は、地域住民が互いに理解し合い、共に支え合う、地域共生社会の推進を目的とします。

(1) 計画の位置付けと性格

地域福祉計画は、高齢者、障がい者、こども及び若者など各分野が共通して取り組むべき事項を記載するとともに、分野別の計画、施策等を総合化・包括化した計画です。

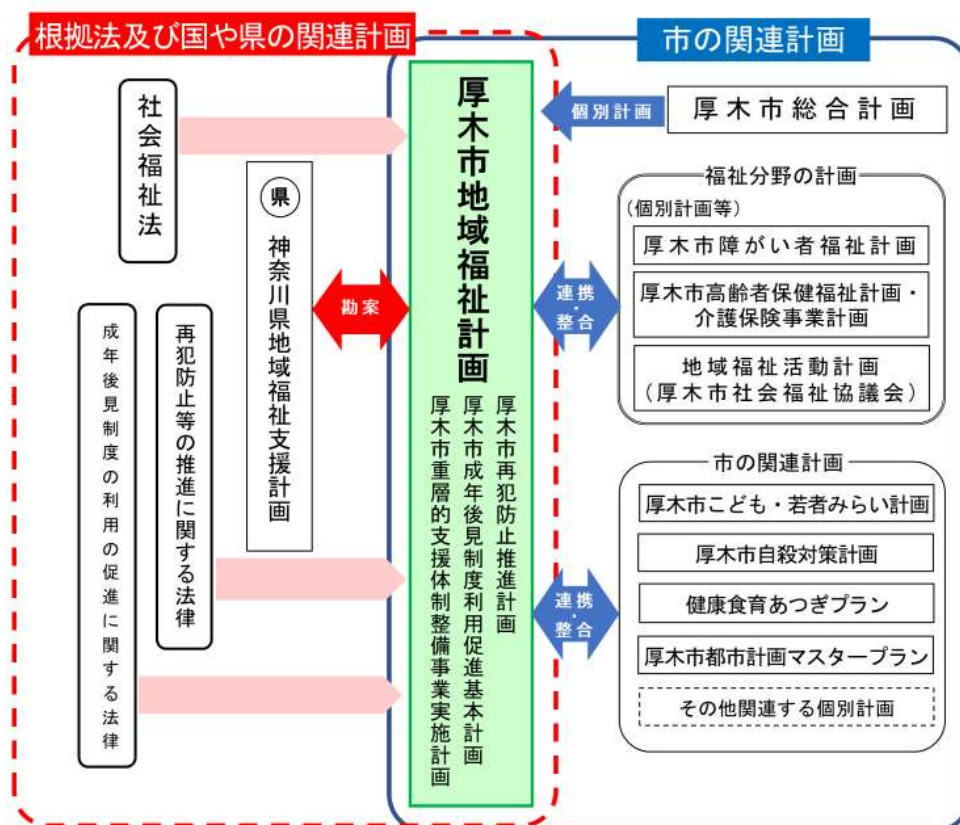
ア 位置付け

- (ア) 社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画
- (イ) 地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画
- (ウ) 厚木市総合計画の個別計画
- (エ) 厚木市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と相互に補完・連携する計画

イ 包含する計画

- (ア) 再犯防止推進計画（再犯防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項）
- (イ) 成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律第 12 条）
- (ウ) 重層的支援体制整備事業実施計画（社会福祉法第 106 条の 5）

図 計画の根拠法及び他計画との関連図



(2) 計画期間

令和 9（2027）年度から令和 14（2032）年度まで（6 か年計画）

※ 3 年ごとに見直しを行います。

(3) 計画の推進体制

市、社会福祉協議会及び地域等が協働し、この計画を推進します。

2 現状と課題

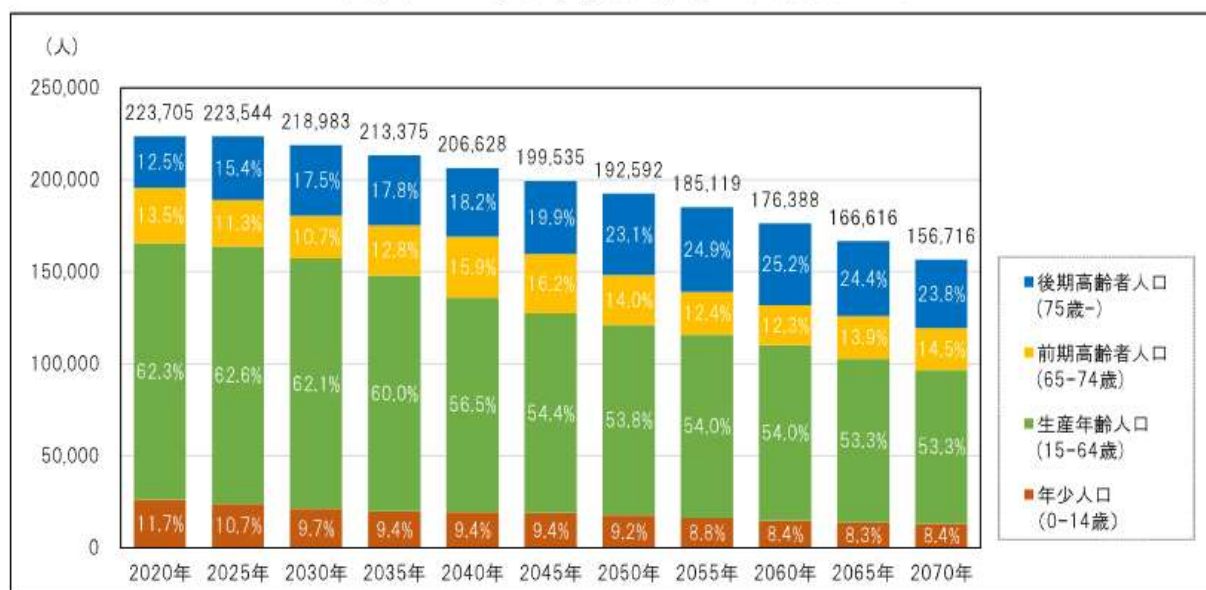
現行計画（第 6 期）は、地域包括ケア社会の実現に向け、「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」を基本理念とし、見守り活動の充実、地域における居場所づくり、地域で支え合う人づくりなどの施策を行政のみならず市民、事業者、関係機関がそれぞれの役割の下に連携し、推進してきました。

(1) 厚木市の人口推移

全国的に少子高齢化が進展する中、本市においても急速に高齢化が進んでいます。

厚木市人口ビジョンによると、令和 27（2045）年までは老年人口の増加が続く一方、年少人口・生産年齢人口は更に減少することが見込まれており、医療・介護分野の人材不足を始め、地域コミュニティの担い手不足など、多くの課題が懸念されています。

図表 厚木市推計（年齢 4 区分別人口）



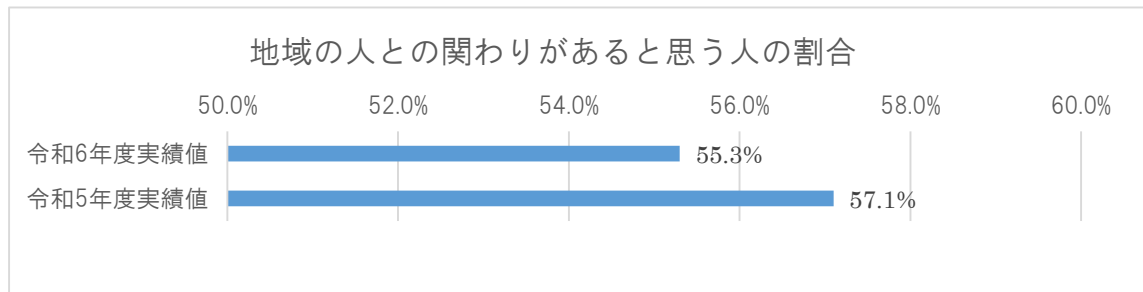
出展：厚木市人口ビジョン

(2) 令和6（2024）年度厚木市民実感度調査結果

ア 市の施策による市民の行動の変化「地域福祉・生きがいくりについて」

「地域の人と日常生活で関わりがある」と回答した人の割合は、「はい」が 55.3%と令和5（2023）年度から 1.8 ポイント下回っています。

【対象：厚木市在住の満 18 歳以上の男女（外国人住民を含む）】



イ 市の施策に対する実感度「住み慣れた地域で自分らしく暮らせるための実現について」

住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちの実現について、「見守り、居場所づくりなど、地域福祉活動が進んでいる」と回答した人の割合が 50.7%と目標値を 5.3 ポイント下回り、「支援を必要とする人を受け止める包括的な支援体制が充実している」と回答した人の割合は、38.2%と目標値を 7.3 ポイント下回る結果となっています。

単位：（%）

項目（n）	そう思う	ややそう思う	どちらでもない	あまりそう思わない	そう思わない	実感している	実感していない
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(A+B)	(D+E)
地域福祉活動の推進(853)	11.0	39.7	32.1	14.5	2.6	50.7	17.1
高齢者、障がい者の就労・生きがいくりに対する支援(819)	8.9	34.4	37.0	15.9	3.8	43.3	19.7
高齢者福祉施設の整備などの充実(821)	10.4	34.3	37.5	15.5	2.3	44.7	17.8
高齢者に対する支援の充実(822)	11.4	35.5	35.8	13.7	3.5	46.9	17.2
障がい者に対する支援の充実(757)	8.2	28.5	45.8	14.3	3.2	36.7	17.5
包括的な支援体制の充実(802)	7.9	30.3	41.3	16.3	4.2	38.2	20.5

※ n：回答数

(3) 主な課題

ア 地域社会のつながりの希薄化

ライフスタイルの変化や単身世帯の増加（自治会加入率の低下、コロナ以降の接触を避ける傾向の定着）などにより、地域のつながりの希薄化が進んでいます。

市民実感度調査において「見守り、居場所づくりなど、地域福祉活動が進んでいる」と回答した人の割合が目標値を下回ったことから分かるように、見守り活動や地域における居場所づくり、地域で支え合う人づくりなど包括的な支援体制の充実が求められています。

また、犯罪や非行をした人が、住居や就労先を確保し、社会とのつながりを実感できるよう、社会復帰を支援する、再犯防止の取組を進める必要があります。

イ 多くの課題を抱える高齢者の増加

本市においては、令和 27（2045）年に高齢者人口がピークを迎えるとともに、85 歳以上の人口が急速に増加することが見込まれます。また、高齢者の 30%以上が認知症になるという推計があります。

更なる高齢化の進展により、単身高齢者や高齢夫婦のみの世帯、認知症の方などが増加し、生活上や介護の問題など、多種多様な課題を抱える高齢者が増加することが見込まれます。

ウ 障がい者に対する理解の不足

障がい者が地域で社会生活を営むためには、近隣住民や職場など周囲の理解が不可欠です。令和 7（2025）年度に地域の障がい者やその家族を対象に厚木市障がい福祉基礎調査を行った結果、「あなたがお住まいの地域の方は障がい者に対する理解があると思いますか」という問いに対し、「理解不足」、「やや理解不足」と回答した割合は 32.4%となっています。精神障がいや発達障がいなど、目に見えない障がいもあることから、障がいについて理解してもらうため、更なる取組が必要です。

エ 複雑化・複合化する支援ニーズの増加

8050 問題やこどもの貧困、ヤングケアラーなど世代や属性を問わず、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、医療・介護・福祉の分野だけでなく、社会的孤立やひきこもりの問題など、各制度の狭間にある支援ニーズや総合的な相談に対して、従来の支援体制では対応が困難なケースが増加していることから、多角的な支援が必要です。

3 策定に当たって考慮すべき視点

(1) 「我が事・丸ごと」の地域づくりと地域を支えるネットワークの強化

つながりを実感できる居場所づくりと、こどもから高齢者まで地域住民一人一人が、役割にとらわれずに包括的に支え合える「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進します。

また、様々な地域課題の把握や社会資源の活用のため、地域福祉推進委員会を始めとする関係機関や地域住民などのネットワークを更に強化し、地域の特性に応じた福祉活動を推進し、地域全体のウェル・ビーイング（※1）の向上を図ります。

（※1）「ウェル・ビーイング」とは、個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的及び、社会的に良好な状態にあることを意味する概念

(2) 権利擁護の推進【成年後見制度利用促進基本計画】

単身高齢者や高齢夫婦のみの世帯、認知症の方などの増加に伴い、成年後見制度を利用する人や必要とする人が増えていくと予測されることから、判断能力の不十分な人の権利と利益を擁護し、支援する成年後見制度の更なる利用促進及び周知が必要となります。

(3) 重層的支援体制整備による支援体制の充実【重層的支援体制整備事業実施計画】

医療・介護・福祉など、多機関協働による支援体制の強化や地域につながる支援ネットワークの構築など重層的支援体制整備を推進します。

(4) 再犯防止の取組の推進【再犯防止推進計画】

犯罪や非行をした人が、地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、保護司を始め、民間協力者や関係機関と連携しながら、再犯防止対策に取り組み、安心・安全に暮らせるまちづくりを推進します。

(5) 障がい者に対する理解の促進

障がい者が差別を受けることなく、地域で安心して社会生活を営むことができるよう、地域住民や職場の理解促進を図るための啓発活動や、児童・生徒等若い世代の福祉教育を推進します。

(6) 地域福祉におけるDXの推進

ICT（情報通信技術）やAI（※2）などのデジタル技術を活用し、地域住民や福祉関係者、関係機関などが連携して情報を共有できる仕組みを整えます。

また、相談・支援体制の迅速化と効率化を図るとともに、多様なニーズに柔軟に対応できる、誰もが利用しやすい福祉サービスの提供を目指します。

（※2）「AI」とは、Artificial intelligence（人工知能）人間の思考プロセスと同じような形で動作するコンピュータープログラム、コンピューター上で知的判断を下せるシステム等を指す。

4 計画の目指す姿

(1) 将来像

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる
地域包括ケア社会

(2) 基本理念

見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり

(3) 基本目標

- ア 住民の絆が深まり、地域で支え合う共生のまち
- イ 互いに認め合い、一人一人が尊重され、地域で安心して暮らせるまち
- ウ 地域社会とのつながりを実感し、誰もが社会参加できるまち

5 策定体制

(1) 附属機関

- ア 厚木市保健福祉審議会
- イ 厚木市地域包括ケア推進会議

(2) その他の機関

- ア 厚木市地域福祉推進会議
- イ 厚木市成年後見制度利用促進協議会

(3) 市民参加手続

- ア 審議会等（同項「(1) 附属機関」参照）
- イ 意見交換会
- ウ パブリックコメント

6 策定スケジュール

令和9（2027）年度を始期とする計画の策定に向け、次のスケジュールのとおり、計画的に取組を進めます。

期間 策定期間	令和 7 (2025)年度					令和 8 (2026)年度												
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
策定状況						■策定方針決定			■計画素案策定			■計画案策定			計画策定■			
主な附属機関						■保健福祉審議会(方針) ■地域包括ケア推進会議(方針)			■保健福祉審議会			■保健福祉審議会(諮問) ■保健福祉審議会(答申)			■保健福祉審議会 (パブコメ結果,最終案) ■地域包括ケア推進会議 (パブコメ結果,最終案)			
市民参加手続き										■意見交換会 (市民・事業者)			■パブリックコメント					
その他	■アンケート調査 (高齢・障がい)																	